

海南市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第1条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表の指定地域欄に掲げる地域とする。

(特定工場等における規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分\時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から午後8時まで	午後8時から 午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第一種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、別表の区域の区分欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定地域欄に掲げる区域とする。

2 第二種区域、第三種区域又は第四種区域において、次の施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 騒音の測定場所は、原則として特定工場等の敷地の境界線上とする。

4 その属する区域の区分が変更された際現に設置されている特定工場等(設置の工事が開始されているものを含む。)であって、変更後の区域の区分に係る規制基準の値が変更前の区域の区分に係る規制基準の値未満となるものについては、この表の規定にかかわらず、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。

(特定建設作業に伴う騒音の規制に関する区域)

第3条 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年/厚生省/建設省/告示第1号)別表第1号に規定する市長が指定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 別表第一種区域、第二種区域及び第三種区域の項に掲げる区域
- (2) 別表第四種区域の項に掲げる区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以

内の区域

ア 学校教育法第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法第 7 条 1 項に規定する保育所

ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(自動車騒音の限度を定める区域)

第 4 条 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年総理府令第 15 号)別表備考の市長が定める区域は、次のとおりとする。

(1) a 区域 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域と定められた地域

(2) b 区域 都市計画法第 2 章の規定により第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域と定められた地域又は同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域

(3) c 区域 都市計画法第 2 章の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域と定められた地域

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区域の区分	指定地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第四種区域	工業地域及び工業専用地域

備考

1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた地域をいう。

2 用途地域の定めのない地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。